

○独立行政法人住宅金融支援機構職員就業規則

平成19年4月1日
住機規程第19号

(中間略)

平成29年9月26日 住機規程第61号改正

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 勤務

第1節 勤務心得（第3条―第9条）

第2節 勤務時間及び休憩時間（第10条―第15条）

第3節 出勤、退勤及び欠勤（第16条・第17条）

第4節 休日、休暇及び休業（第18条―第32条）

第5節 出張（第33条）

第6節 勤務事項の管理等（第33条の2）

第3章 給与及び退職手当（第34条・第35条）

第4章 任免

第1節 採用（第36条・第37条）

第2節 転勤（第38条・第39条）

第3節 休職（第40条―第43条）

第4節 退職（第44条・第45条）

第5節 再雇用等（第46条・第47条）

第6節 解雇（第48条・第49条）

第5章 評定等（第50条・第51条）

第6章 保健衛生（第52条―第54条）

第7章 災害補償（第55条―第57条）

第8章 表彰及び懲戒（第58条―第61条）

第9章 雑則（第62条・第63条）

附則

第1章 総則

(適用)

第1条 独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」という。）の職員の就業に関する事項は、この規則に定めるところによる。

（定義）

第2条 この規則において職員とは、機構が期間の定めなく雇用した者をいう。

2 この規則において所属長とは、本店にあつては独立行政法人住宅金融支援機構組織規程（平成19年住機規程第2号。以下「組織規程」という。）第8条第1項に規定する部長を、支店にあつては支店長をいう。

3 この規則において勤務管理者とは、職員の勤務時間その他の勤務に関する事項についての管理を行う者として別表に掲げる職員の区分に応じ、それぞれに定める者をいう。

第2章 勤務

第1節 勤務心得

（勤務の根本基準）

第3条 職員は、機構の公共的使命を自覚し、公平誠実を旨としてその職務に専念しなければならない。

第4条 職員は、その職務を遂行するに当たって、法令、諸規程等を遵守し、上司の職務上の命令に従わなければならない。

（禁止行為）

第5条 職員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 一 機構の名誉をき損し、又は利益を害すること。
- 二 職務上知ることができた秘密を漏らすこと。
- 三 機構の業務以外の他の業務に就くこと（総務人事部の事務を担当する役員（以下単に「役員」という。）が実施細則に定めるところにより許可を受けた場合を除く。）。
- 四 職務上必要がある場合のほか、みだりに機構の名称又は自己の職名を使用すること。
- 五 機構の秩序及び規律を乱すこと。
- 六 独立行政法人住宅金融支援機構反社会的勢力対応規程（平成21年住機規程第172号）第2条に規定する反社会的勢力と関係をもつこと。

（証人等になる場合の措置）

第6条 職員が法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を公表しようとする場合は、理事長の許可を受けなければならない。

(機構内での集会、印刷物等の配布等)

第7条 職員は、機構内で業務外の集会を行い、又は業務外の印刷物等を配布し、若しくは掲示しようとする場合は、あらかじめ本店にあつては総務人事部長に、支店にあつては所属長に届け出てその許可を受けなければならない。

(職員の弁償責任)

第8条 職員が故意又は過失により機構に損害を与えた場合は、その損害の全部又は一部を弁償させることがある。

2 前項の弁償をさせる金額は、理事長がその都度定める。

(届出事項)

第9条 職員は、次の各号に掲げる事項に異動があつた場合は、異動後の内容を速やかに所属長等（所属長及び組織規程第18条の2第1項に規定する上席監事補をいう。以下同じ。）を経て総務人事部長に届け出なければならない。

一 現住所

二 氏名

三 履歴に関する事項

四 扶養家族に関する事項

五 身元保証人に関する事項

六 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に定める個人番号（以下単に「個人番号」という。）に関する事項

七 その他人事管理上必要として指示された事項

2 職員が死亡した場合は、所属長等は、その年月日及び原因を速やかに総務人事部長に通知しなければならない。

第2節 勤務時間及び休憩時間

(勤務時間)

第10条 職員の勤務時間は、1日について7時間20分とする。

(始業時刻及び終業時刻)

第11条 職員の始業時刻及び終業時刻は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 始業時刻は、午前 8 時55分又は午前 9 時25分（役員が実施細則に定める職員にあっては、午前 7 時55分又は午前 9 時55分を含む。）とする。

二 終業時刻は、午後 5 時15分又は午後 5 時45分（役員が実施細則に定める職員にあっては、午後 4 時15分又は午後 6 時15分を含む。）とする。

2 所属長等は、機構の業務上必要がある場合は、前項の始業時刻及び終業時刻を変更することができる。

（休憩時間）

第12条 職員の休憩時間は、午後零時から午後 1 時までとする。

2 所属長等は、機構の業務上必要がある場合は、前項の休憩時間の開始時刻及び終了時刻を変更することができる。

（時間外勤務）

第13条 勤務管理者は、機構の業務上必要がある場合は、職員に対して第10条に規定する勤務時間を超える勤務（以下「時間外勤務」という。）を命ずることがある。

この場合、理事長は次の各号に掲げる事項に従い職員の代表者とあらかじめ協定を締結し、勤務管理者は当該協定に従って時間外勤務を命ずるものとする。ただし、第 3 号及び第 4 号に規定する職員については、業務の正常な運営を妨げるものとして役員が実施細則に定める場合は、この限りでない。

一 満18歳未満の者を含まないこと。

二 妊娠中の職員及び産後 1 年を経過しない職員（以下「妊産婦」という。）が請求した場合においては、命じないこと。

三 子の養育又は家族の介護を行う職員で役員が実施細則に定めるものについて時間外勤務を制限すること。

四 満 3 歳未満の子を養育する職員又は家族の介護を行う職員で役員が実施細則に定めるものについて時間外勤務を免除すること。

2 機構は、災害その他避けることのできない理由によって、臨時の必要がある場合は、前項の規定にかかわらず、行政官庁の許可を受けて、その必要の限度において勤務時間を延長することができる。

3 機構は、時間外勤務を行った職員に対して独立行政法人住宅金融支援機構職員給与規程（平成19年住機規程第30号。以下「給与規程」という。）に定めるところにより時間外勤務手当を支給する。

(深夜勤務の制限)

第14条 次の各号に掲げる職員については、午後10時から午前5時までの間（以下「深夜時間」という。）においては勤務させない。ただし、第3号に掲げる職員について、業務の正常な運営を妨げるものとして役員が実施細則に定める場合は、この限りでない。

- 一 満18歳未満の職員
- 二 妊産婦（請求した者に限る。）
- 三 子の養育又は家族の介護を行う職員で役員が実施細則に定めるもの

第15条 削除

第3節 出勤、退勤及び欠勤

(出勤及び退勤)

第16条 職員は、始業時刻までに出勤しなければならない。

- 2 職員は、終業時刻が経過したとき（時間外勤務を命じられた場合にあっては、当該時間外勤務が終了したとき）は、退勤しなければならない。
- 3 職員は、出勤時刻、退勤時刻その他出勤及び退勤に関する事項を役員が実施細則に定めるところにより記録しなければならない。

(欠勤)

第17条 職員は、やむを得ない理由で欠勤しようとする場合は、あらかじめその理由及びその日を明示して、勤務管理者に届け出なければならない。あらかじめ届け出ることができなかつた場合は、事後速やかに届け出なければならない。

- 2 前項に規定する届出を怠つた職員の欠勤については、無届欠勤として取り扱う。
- 3 通勤災害（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第1項第2号に規定する通勤災害をいう。以下同じ。）により欠勤した場合の勤務の取扱いについては、役員が実施細則に定める。

第4節 休日、休暇及び休業

(休日)

第18条 休日は、次の各号に掲げる日とする。

- 一 日曜日及び土曜日
- 二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- 三 年末年始（12月31日、1月2日及び1月3日）

四 その他特に理事長が指定する日

- 2 所属長等は、機構の業務上必要がある場合は、前項の休日を変更することがある。
- 3 前2項の休日は、勤務管理者が必要と認める場合は、休日以外の日と振り替えることができる。この場合、振り替えられた休日の勤務は、正規の勤務日の勤務として取り扱う。
- 4 労働基準法（昭和22年法律第49号）第35条第1項の休日は日曜日とする。

（休日勤務）

第19条 勤務管理者は、機構の業務上特に必要がある場合は、職員に対して休日における勤務（以下「休日勤務」という。）を命ずることがある。この場合、理事長は次の各号に掲げる事項に従い職員の代表者とあらかじめ協定を締結し、勤務管理者は当該協定に従って休日勤務を命ずるものとする。ただし、第3号及び第4号に規定する職員については、業務の正常な運営を妨げるものとして役員が実施細則に定める場合は、この限りではない。

- 一 満18才未満の職員に休日勤務を命じないこと。
- 二 妊産婦が請求した場合においては、休日勤務を命じないこと。
- 三 子の養育又は家族の介護を行う職員で役員が実施細則に定めるものについて休日勤務を制限すること。
- 四 満3歳未満の子を養育する職員又は家族の介護を行う職員で役員が実施細則に定めるものについて休日勤務を免除すること。

- 2 機構は、休日勤務を行った職員に対して給与規程に定めるところにより時間外勤務手当を支給する。ただし、前条第3項の場合は、この限りではない。

（勤務時間、休憩時間及び休日の適用除外）

第20条 組織規程第16条第1項に規定する審議役である職員（以下「審議役」という。）及び管理職（独立行政法人住宅金融支援機構の職種及び職位に関する規程（平成19年住機規程第3号）第2条第8号に規定する管理職をいう。以下同じ。）で役員が実施細則に定める者については、第10条から第13条まで及び第16条から前条までの規定は適用しない。ただし、勤務時間が深夜時間である場合にあつては、第13条第3項及び前条第2項の規定は適用する。

（年次有給休暇）

第21条 職員は、毎年1月1日から12月31日までの間（以下この条において「休暇年度」という。）において、20日の年次有給休暇を取得することができる。

2 休暇年度の途中において採用された職員の当該休暇年度における年次有給休暇の日数については、当該職員の採用月に応じて、それぞれ次表のとおりとする。

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
20日	18日	17日	15日	13日	12日	10日	8日	7日	5日	3日	2日

3 年次有給休暇については、12月31日現在において、未使用の日数があるときは、その日数を20日を限度として、翌休暇年度に限り繰り越すことができる。

4 通勤災害により年次有給休暇を受けた場合の勤務の取扱いについては、役員が実施細則に定める。

5 職員は、役員が実施細則に定めるところにより、毎月あらかじめ登録した任意の1日の年次有給休暇（以下この項において「マンスリー休暇」という。）の取得に努めることとし、所属長等は、各職員のマンスリー休暇の取得状況を把握するとともに、各職員がマンスリー休暇を取得できるよう、職場の環境づくりに配慮するものとする。

（年次有給休暇の単位）

第21条の2 年次有給休暇は1日、半日又は1時間を単位として取得することができる。

（半日単位の年次有給休暇）

第21条の3 職員が半日単位の年次有給休暇を取得した場合の休暇時間は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 午前8時55分から午後1時00分まで又は午前9時25分から午後1時30分まで（役員が実施細則に定める職員にあっては、午前7時55分から午後0時00分まで又は午前9時55分から午後2時00分までを含む。）

二 午後1時00分から午後5時15分まで又は午後1時30分から午後5時45分まで（役員が実施細則に定める職員にあっては、午後0時00分から午後4時15分まで又は午後2時00分から午後6時15分までを含む。）

- 2 半日単位の年次有給休暇を取得する場合は、第12条に定める休憩時間はないものとする。
- 3 半日単位の年次有給休暇を取得した場合は、年次有給休暇を0.5日取得したものとする。
- 4 前3項に定める事項のほか、半日単位の年次有給休暇に関する事項は第21条に定めるとおりとする。

(時間単位の年次有給休暇)

第21条の4 1時間単位の年次有給休暇(以下「時間単位年休」という。)は、第21条の規定により取得できる年次有給休暇のうち、5日(40時間)の範囲内に限り、取得できる。

- 一 時間単位年休を取得できる者は、全ての職員とする。
- 二 職員が時間単位年休を取得する場合の、1日の年次有給休暇に相当する時間数は、8時間とする。
- 三 前2号に定める事項のほか、時間単位の年次有給休暇に関する事項は第21条に定めるとおりとする。

(年次有給休暇の届出)

第22条 職員が年次有給休暇を取得しようとする場合は、あらかじめその日を勤務管理者に届け出なければならない。やむを得ない理由により、あらかじめ届け出ることができなかった場合は、事後速やかに届け出なければならない。

- 2 前項の場合において、機構の業務上必要があるときは、年次有給休暇を受ける日を変更されることがある。

(年次有給休暇への振替)

第23条 職員が欠勤した日については、第17条第1項の規定による届出があり、かつ、年次有給休暇に振り替えたい旨の届出を勤務管理者に行った場合に限り、第21条に規定する年次有給休暇の日数の範囲内で、年次有給休暇に振り替えることができる。

(特別有給休暇)

第24条 職員は、第21条に規定する年次有給休暇のほか、次の各号に掲げる場合に並び、当該各号に定める特別有給休暇を受けることができる。

- 一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療 その期間内

に関する法律（平成10年法律第114号）により交通しや断又は隔離された場合	
二 職員の居宅が火災にかかった場合又は火災が近隣にあった場合	所属長等が認定する期間
三 天災又は交通機関の事故等のためやむを得ず勤務できなかつた場合	所属長等が認定する期間
四 証人、参考人、鑑定人、裁判員等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署に出席する場合	その都度必要とする期間
五 選挙権その他公民としての権利を行使する場合	その都度必要とする期間
六 職員が出産する場合	産前6週間（多胎妊娠の場合にあっては14週間）産後8週間
七 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が出産する場合	2日以内
七の2 配偶者が出産する場合で、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育するとき。	5日以内
八 本人が結婚する場合	5日以内
九 子が結婚する場合	2日以内
十 兄弟姉妹が結婚する場合	1日
十一 配偶者が死亡した場合	10日以内
十二 父母又は子が死亡した場合	7日以内
十三 祖父母又は兄弟姉妹が死亡した場合	4日以内
十四 曾祖父母、伯叔父母、甥・姪又は孫が死亡した場合	1日
十五 子の配偶者、兄弟姉妹の配偶者又は伯叔父母の配偶者が死亡した場合	1日
十六 配偶者の父母が死亡した場合	葬祭を主宰する者は4日以

	内、その他の者は3日以内
十七 配偶者の祖父母、伯叔父母、兄弟姉妹又は子が死亡した場合	1日
十八 配偶者、父母又は子の祭祀を行う場合	1日
十九 小学校就学の始期に達するまでの子が負傷し、若しくは疾病にかかった場合においてこれを看護するとき又は当該子に予防接種若しくは健康診断を受けさせる場合	5日以内（小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上いる場合は、10日以内）
二十 転勤（職員が勤務地を異にすることに伴い居所を移動することをいう。以下同じ。）を命ぜられた場合	赴任着任の前後を通じ扶養家族のある者は7日以内その他の者は4日以内
二十一 単身赴任した転勤者が扶養家族を引きまとめる場合	3日以内
二十二 災害時における被災者、障害者、高齢者等に対する支援活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合	5日以内
二十三 骨髄移植のために骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する団体等に対して登録を行う場合並びに骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合	その都度必要とする期間
二十四 妊娠中又は出産後1年以内の職員で母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診断を受ける場合その他当該職員の母体の健康保持のため必要であるとして役員が実施細則に定める場合	役員が実施細則に定める期間
二十五 1歳に満たない子を養育するために必要がある場合	役員が実施細則に定める期間
二十六 機構の命令により宿舍を移転する場合（転	1日

勤に伴い宿舍を移転する場合を除く。)

- | | | |
|-----|--|---------------|
| 二十七 | 新規採用職員が勤務地に赴任する場合 | 2日以内 |
| 二十八 | 職員として引き続き在職し勤務した年数が
満25年以上の職員が希望する場合 | 5日以内 |
| 二十九 | 独立行政法人住宅金融支援機構職員人材育成実施規程（平成21年住機規程第45号）第11条第2項第1号に規定する指定資格の取得又は更新を行う場合 | 役員が実施細則に定める期間 |
| 三十 | 前各号に掲げる場合のほか、夏季における職員の健康の維持及び増進を図り、併せて事務効率の向上に資するため必要であると役員が認めた場合 | 役員がその都度定める期間 |

2 前項に定めるもののほか、第21条第3項の規定により繰り越された年次有給休暇の日数について、翌休暇年度においても未使用であった場合は、役員が実施細則に定めるところにより、そのうち一定日数を傷病特別休暇として積み立て、職員本人の私傷病又は職員の配偶者若しくは直系親族の介護若しくは看護のため一定の期間を必要とする場合に、特別有給休暇として付与する。

3 前2項に定めるもののほか、次の各号に掲げる特別有給休暇を全職員に付与するものとし、所属長等は、全職員がこれを取得するよう必要な配慮を行わなければならない。

- 一 職員の健康の維持及び増進を図り、併せて事務効率の向上及び不正の防止を図るための連続する5日の特別有給休暇
- 二 職員の健康の維持及び増進を図り、併せて家庭生活、地域生活、自己啓発等の充実を図るための1日の特別有給休暇

4 第1項第19号に掲げる特別有給休暇は、勤続6月未満の職員は取得できない。

5 第1項第1号から第19号まで並びに第22号及び第23号に掲げる場合において、勤務地を離れて旅行する必要があるときは、これに要した期間を特別有給休暇として認められた期間に加算する。

6 通勤災害に伴い特別有給休暇を受けた場合の勤務の取扱いについては、役員が実施細則に定める。

7 第1項第19号及び第22号から第29号までに掲げる場合における特別有給休暇並びに第2項及び第3項に規定する特別有給休暇を取得する際の要件、手続等については、役員が実施細則に定める。

(特別有給休暇の届出及び承認)

第25条 職員が前条に規定する特別有給休暇を受けようとする場合は、その理由（受けようとする特別有給休暇が前条第1項第30号に掲げる場合における特別有給休暇又は同条第3項に規定する特別有給休暇である場合を除く。）及び期間を勤務管理者に届け出てその承認を得なければならない。ただし、前条第1項第4号から第6号までに規定する特別有給休暇を受ける場合であって、あらかじめ届け出たときは、その承認を得ることを要しない。

(無給休暇)

第26条 職員は、住宅金融支援機構労働組合（以下「労働組合」という。）の業務に専従する場合は、原則として引き続き1年を超えない期間内において、無給休暇を受けることができる。

2 職員は、前項の無給休暇を受けようとする場合は、あらかじめ期間を明示し所属長等を経由して理事長に届け出て、その承認を受けなければならない。

3 職員は第1項の無給休暇の期間中は、本来の職務に従事することができない。

4 理事長は、機構の業務上必要があるときは、第1項の無給休暇を与える期間を変更し、又は承認を取り消すことがある。

第27条 職員は、機構と労働組合とが協議して別に定める会議に出席する場合は、毎年1月1日から12月31日までの間において10日（旅行日を含む。）の無給休暇を受けることができる。

2 職員は、前項の無給休暇を受けようとする場合は、あらかじめその日数及び会議名称を勤務管理者に届け出なければならない。

(介護休業)

第28条 職員は、独立行政法人住宅金融支援機構の介護休業の手続等に関する規程（平成19年住機規程第23号）に定めるところにより、常時介護を必要とする状態にある家族の介護をするために、介護休業を受けることができる。

(介護休暇)

第28条の2 職員は、常時介護を必要とする状態にある家族の介護をするため、介護

休暇を取得することができる。

- 2 介護休暇を取得する際の要件、手続等については、役員が実施細則に定める。
- 3 勤続6月未満の職員はこれを取得できない。
- 4 第1項の規定により介護休暇を取得した期間は、有給とする。

(病気休暇)

第29条 職員は、傷病のため療養する必要がある場合は、病気休暇を受けることができる。

- 2 職員は、病気休暇を受けようとする場合又は既に受けた病気休暇の期間を変更しようとする場合は、あらかじめその症状及び期間を所属長等に届け出てその承認を得なければならない。ただし、やむを得ずあらかじめ届け出ることができなかった場合は、その理由を付して事後において承認を求めることができる。
- 3 職員は、1週間以上にわたって病気休暇を受ける場合（既に受けた病気休暇の期間を変更する場合を含む。）は、症状、療養に要する見込期間等を記載した診断書を所属長等に提出しなければならない。
- 4 職員は、引き続き30日を超えて病気休暇を受けた場合は、必要に応じて、改めて所属長等に対する診断書の提出を命ぜられることがある。
- 5 職員は、病気休暇期間中に転地療養が必要となった場合は、医師の証明書を添えて、その転地先及び期間を所属長等に届け出なければならない。
- 6 所属長等は、前3項の規定に基づき医師の診断書等が提出された場合は、必要に応じて機構の産業医又は機構の指定する医師の意見を徴することがある。
- 7 所属長等は、1週間以上にわたって病気休暇を受けた職員が、勤務に復帰した後6月の間に勤務することが困難となった場合には、医師の診断を受けさせる等必要な措置を講じることがある。
- 8 通勤災害により病気休暇を受けた場合の勤務の取扱いについては、役員が実施細則に定める。

(生理休暇)

第30条 職員で生理日の就業が著しく困難な者が勤務管理者に請求したときは、その者に対して生理休暇を与える。そのうち2日を有給とし、2日を超える日数については無給とする。

(育児休業)

第31条 職員は、独立行政法人住宅金融支援機構の育児休業等の手続等に関する規程（平成19年住機規程第24号。以下「育児休業手続規程」という。）に定めるところにより、育児休業をすることができる。

（育児短時間勤務）

第32条 職員（前条の規定による育児休業をしている職員を除く。）は、育児休業手続規程に定めるところにより、育児短時間勤務をすることができる。

第5節 出張

第33条 職員は、機構の業務のため、本来の勤務場所となる事務所を離れ、当該事務所の外に出かけること（以下「出張」という。）を命ぜられることがある。

2 出張を命ぜられた職員に対する旅費の支給については、独立行政法人住宅金融支援機構旅費規程（平成19年住機規程第40号。以下「旅費規程」という。）の定めるところによる。

3 出張を命ぜられた職員は、役員が実施細則に定めるところにより出張日その他出張に関する事項を記録しなければならない。

第6節 勤務事項の管理等

第33条の2 勤務管理者は、その管理の対象となる職員に係る次の各号に掲げる事項（以下「勤務事項」という。）について、その事実、日数及び時間数の集計その他勤務状況の管理を行う。

一 出勤、退勤、欠勤、勤務時間、時間外勤務（深夜勤務及び休日勤務を含む。）
、休日

二 年次有給休暇、特別有給休暇、無給休暇、介護休業、介護休暇、病気休暇、生理休暇、育児休業及び育児短時間勤務

2 勤務管理者に対して行う勤務事項に係る届出、承認等の手続、勤務事項の管理その他勤務に関し必要な事項は、役員が実施細則に定める。

第3章 給与及び退職手当

（給与）

第34条 職員の給与は、給与規程の定めるところにより支給する。

（退職手当）

第35条 職員の退職手当は、独立行政法人住宅金融支援機構職員退職手当規程（平成19年住機規程第31号。以下「退職規程」という。）により支給する。

第4章 任免

第1節 採用

(採用の方法等)

第36条 職員の採用は、試験又は選考によるものとする。

2 職員の採用は、すべて条件付のものとし、その職員が、採用されてから6月を下らない期間を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに、正式の採用となるものとする。

3 前項に規定する職員が、その条件付採用期間中において、機構の職員としてふさわしくないと認められるときは、第45条及び第48条の規定にかかわらず、解雇されることがある。

(提出書類)

第37条 職員として採用された者は、第9条第1項各号に掲げる事項を記載した書類のほか、総務人事部長が実施細則に定める誓約書を所属長等を経て総務人事部長に提出しなければならない。

2 職員は、機構からの個人番号の提供及び本人確認の求めに協力しなければならない。

第2節 転勤

(転勤の命令)

第38条 職員は、機構の業務のため必要がある場合は、転勤を命ぜられることがある。

2 転勤を命ぜられた職員は、後任者又は所属長等の指定する者に、その担当している事務を引き継がなければならない。

3 転勤を命ぜられた職員に対しては、旅費規程の定めるところにより旅費を支給する。

(赴任)

第39条 職員は、転勤の発令の通知を受けた翌日から10日以内に赴任しなければならない。ただし、引継の都合その他の理由により従前の所属長等に願い出て赴任延期の許可を受けた場合は、この限りでない。

第3節 休職

(休職理由)

第40条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、休職を命ぜられることがある。

- 一 結核性疾患による病気休暇の期間が1年を超える場合
- 二 前号に該当する場合を除き、病気休暇の期間が6月を超える場合
- 三 前2号以外の場合で、傷病のため勤務させることが適当でないと機構が認めたとき
- 四 刑事事件に関し起訴された場合
- 五 その他特別の理由がある場合

(休職の期間)

第41条 前条第1号から第3号までに掲げる場合に該当したことによる休職の期間は、機構の産業医又は機構の指定する医師の意見を徴し、療養を要する程度に応じて、いずれも2年を超えない範囲内において理事長（当該休職を命ぜられた職員が審議役及び管理職以外の者の場合は役員。この条及び第44条において同じ。）がその都度定める。ただし、前条第3号に掲げる場合に該当したことによる休職が、従前の傷病に関連する傷病を理由とするもので、復職後180日を経過していない場合の期間の計算に当たっては、先の休職の期間を後の休職の期間に通算するものとする。

- 2 前条第4号の規定による休職の期間は、その事件が裁判所に係属する間とする。
- 3 前条第5号の規定による休職の期間は必要に応じて、2年を超えない範囲内において、理事長がその都度定める。
- 4 第1項及び前項に規定する休職の期間（第1項ただし書の場合にあつては前後を通算した期間）が2年に満たない場合は、休職した日から引き続き2年を超えない範囲内において、これを更新することができる。

(休職の効果)

第42条 休職を命ぜられた職員は、職員としての身分を保有するが職務に従事しない。

(復職)

第43条 休職を命ぜられた職員について、その休職期間中、第40条第1号から第3号まで及び第5号に掲げる休職の理由が消滅した場合は、当該職員に復職を命ずるものとする。ただし、第40条第1号から第3号までに掲げる場合に該当したことによ

り休職した職員が、復職後6月の間に勤務することが困難となった場合には、医師の診断を受けさせる等必要な措置を講じることがある。

2 第40条第4号又は第5号に掲げる理由により休職を命ぜられた職員の休職期間が満了したときは、復職を命ずることがある。

第4節 退職

(希望退職)

第44条 職員が退職を希望する場合は、総務人事部長が実施細則に定める退職願を所属長等を経て理事長に願い出なければならない。

2 理事長は、職員から退職の願出があった場合は、特に支障のない限り、承認するものとする。

3 職員は、退職を願い出た後も、承認があるまでは、従前のおり勤務しなければならない。

4 第1項の場合において、3年以上機構に勤務した職員で、次の各号に掲げる理由により退職するものが、退職後一定の期間内に第36条第1項の規定により再度採用されることを希望するときは、総務人事部長が実施細則に定める退職理由書を併せて所属長等を経て総務人事部長に提出するものとする。

一 職員の結婚、妊娠又は出産

二 小学校第3学年までの子の育児

三 職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号及び次号において同じ。）、父母、子又は配偶者の父母の介護

四 職員の配偶者の転勤

(希望退職以外の退職)

第45条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合（審議役にあつては第1号に掲げる場合を除く。）は、当然退職するものとする。

一 満60歳に達した日以後における最初の3月31日が到来した場合

二 休職期間が満了した場合（第43条第2項の規定により復職した場合を除く。）

三 死亡した場合

四 理事長の要請に応じ、あらかじめ期間を定めて退職規程第11条第3項に規定す

る国等の機関に使用される者となる場合

第5節 再雇用等

(定年退職者等の再雇用)

第46条 機構は、前条第1号の場合に該当し、同条の規定により退職した者その他機構を退職した者を、特定の勤務地において期間を定めて再雇用することができる。

(国等の機関に使用される者の復帰)

第47条 第45条第4号の場合に該当し、同条の規定により当然退職した者は、次の各号のいずれかに該当する場合は再び職員となる。

- 一 定められた期間が満了した場合
- 二 業務上必要がある場合
- 三 その他、特別の理由がある場合

第6節 解雇

(解雇)

第48条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、解雇されることがある。

- 一 心身に著しい障害があるため機構の業務に耐えられない場合
- 二 職員としての適格性を欠く場合
- 三 その他機構の業務上やむを得ない理由が生じた場合

第49条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、解雇される。

- 一 成年被後見人又は被保佐人となった場合
- 二 禁こ以上の刑に処せられた場合
- 三 第59条第1項に定める免職の懲戒が行われた場合

第5章 評定等

(勤務成績の評定)

第50条 職員の執務については、勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じて、昇格、降格、昇給等の措置を講ずるものとする。

(研修)

第51条 機構は、職員の勤務能率の発揮及び増進のため、必要に応じて職場の内外において業務上の研修を行う。

第6章 保健衛生

(保健衛生の心得)

第52条 職員は、保健衛生について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第12条の規定に基づき選任された衛生管理者の指示に従わなければならない。

（感染症等の届出等）

第53条 職員は、自己、同居人又は近隣の者が、感染症にかかり若しくはその疑いがある場合は、直ちに所属長等に届け出なければならない。この場合において必要があるときは、その職員は出勤の停止を命ぜられることがある。

2 前項の規定により出勤の停止を命ぜられて欠勤した場合（職員が疾病にかかったために欠勤した場合を除く。）は、これを出勤として取り扱う。

（健康管理）

第54条 職員は、業務の遂行に支障を来さぬよう、健康の保持に努めなければならない。

2 職員は、機構が毎年定期又は臨時に行う健康診断を受けなければならない。

3 前項の規定による健康診断又は医師によるその他の診断の結果に基づき、独立行政法人住宅金融支援機構職員健康管理規程（平成21年住機規程第39号）に定めるところにより、勤務時間の制限、業務の転換、治療その他必要な措置を命ずることがある。

4 前項の規定により、勤務時間の制限を命ぜられて勤務しなかった場合は、これを出勤として取り扱う。

5 第2項の規定により健康診断を受けた場合の勤務の取扱いについては、役員が実施細則に定める。

（勤務の制限）

第54条の2 機構は、妊娠中又は出産後1年以内の職員に対し、役員が実施細則に定めるところにより勤務をしないこと又は一部の作業を制限することを認めることができる。

2 前項の規定により勤務をしなかった場合は、これを出勤として取り扱う。

第7章 災害補償

（療養費の負担等）

第55条 機構は、職員が業務上負傷し、又は疾病にかかった場合は、労働基準法に定めるところに従い、当該職員に対し、必要な療養を行い、又は必要な療養費を負担する。

2 前項の負傷又は疾病による欠勤は、出勤として取り扱う。

(障害補償)

第56条 機構は、業務上の負傷又は疾病により職員の身体に障害が存する場合は、当該職員に対し、その障害の程度に応じて、労働基準法に定めるところに従い障害補償を行う。

(遺族補償及び葬祭料)

第57条 機構は、職員が業務上死亡した場合は、労働基準法の定めるところに従い、遺族又は職員の死亡当時その収入によって生計を維持していた者に対し、遺族補償を行い、葬祭を行う者に対し、葬祭料を支払う。

第8章 表彰及び懲戒

(表彰)

第58条 職員の表彰は、独立行政法人住宅金融支援機構表彰・感謝状贈呈規程（平成19年住機規程第99号）に定めるところによる。

(懲戒)

第59条 職員が、この規則に違反し、又は職務上の義務の履行を怠った場合は、理事長は、その違反の軽重に従い、それぞれ次表に定めるところにより、戒告、減給、停職又は免職の懲戒を行う。

種類	内 容
戒告	職員の責任を確認し、その将来を戒める。
減給	1回の額が平均給与の1日分の半額をこえないで、かつ、総額が1給与支払期における給与の総額10分の1をこえない範囲内において給与を減額する。
停職	1日以上3月以内の期間を定めて出勤を停止し、当該期間中の給与は支給しない。
免職	—

2 理事長が職員に対し懲戒を行う場合は、独立行政法人住宅金融支援機構懲戒規程（平成19年住機規程第25号）に定めるところによる。

（始末書）

第60条 理事長が職員に対し前条の規定による懲戒を行おうとする場合は、当該職員に始末書を提出させることができる。

（弁償責任との関係）

第61条 職員が、故意又は過失により機構に損害を与えた場合は、第59条の規定による懲戒を受けることによって、第8条に規定する弁償の責任を免れるものではない。

第9章 雑則

（期間の計算）

第62条 第24条（第1項第19号、第2項及び第3項を除く。）、第26条、第29条、第40条、第41条及び第59条に規定する休暇、休職及び停職の期間については、その期間に休日を含むものとする。

（実施細則への委任）

第63条 この規程に定めるもののほか、職員が業務の遂行に当たり乗用車を運転する場合にその安全を確保するために必要な手続等に関する事項その他職員の就業に関し必要な事項は、役員が実施細則に定める。

2 この規程に定めるところにより行う届出等に関し必要な書式は、総務人事部長が実施細則に定める。

附 則

（施行日）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 機構の設立の際に、住宅金融公庫（以下「公庫」という。）の職員であった者で引き続き機構の職員となったもの及び財団法人公庫住宅融資保証協会（以下「保証協会」という。）の職員であった者で引き続き機構の職員となったものについては、公庫の職員であった期間及び保証協会の職員であった期間を、それぞれ機構の職員であった期間とみなして、この規則を適用する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年7月24日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行前に、この規程による改正前の独立行政法人住宅金融支援機構職員就業規則に基づき休職となっている職員については、この規程の施行後に復職となったとき、この規程を適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成22年6月30日から施行する。
- 2 この規程の施行前に、この規程による改正前の独立行政法人住宅金融支援機構職員就業規則に基づき取得された部分休業及び介護休暇は、それぞれこの規程による改正後の独立行政法人住宅金融支援機構職員就業規則に規定する育児短時間勤務及び介護休業として取り扱う。

附 則

この規程は、平成22年11月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年8月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年1月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年10月1日から施行する。

別表（第2条第3項関係）

職員	勤務管理者
審議役	当該職員
管理職	<p>当該管理職が所属する部署（組織規程第6条第1項に定める部、監事付を命じられた職員の集団及び支店をいう。）の所属長等。ただし、次の1又は2に掲げる場合には、それぞれに定める者とする事ができる。</p> <p>1 当該所属長等と当該管理職が異なる勤務場所で勤務しているため、当該所属長等が当該管理職の勤務状況を確認することができない場合 当該管理職の勤務状況を確認できる当該部署の管理職のうち、職務の責任の度合いが最も重い者</p> <p>2 1の場合のほか、当該所属長等が、当該所属長等以外の者を勤務管理者とすることが適当であると認めた場合 本店の管理職にあつては、部内室長等（組織規程第9条第1項に規定する室長及びセンター長をいう。以下同じ。）又は組織規程第14条第3項の規定により指名されたグループ長。支店の管理職にあつては、人事、労務、研修、給与及び福利厚生に関する事項をつかさどる部門の部門長又は当該管理職が所属する部門の部門長</p>
審議役及び管理職以外の職員	<p>当該職員の直属の上司に当たるグループ長。ただし、次の1又は2に掲げる場合には、それぞれに定める者とする事ができる。</p> <p>1 グループ長が置かれていない場合 部内室長等、部門長、支店内室長（組織規程第13条の2第1項に規定する室長をいう。）、地域センター長（組織規程第15条第1項に規定する地域センター長をいう。）、秘書役、監事補のうち上席監事補が指名する者（管理職である職員に限る。）及び主席研究員</p> <p>2 1の場合のほか、当該グループ長が、異なる執務室で勤務していること等のため、当該グループの他の管理職を勤務管理者とすることが適当であると認めた場合 当該他の管理職</p>

注) 職員の区分に応じてそれぞれ定める勤務管理者が休暇等の理由により職員の出勤状況等を管理できない場合は、当該勤務管理者以外の職員が当該勤務管理者を代理することとし、この場合における当該勤務管理者を代理する職員の取扱いについては、役員が実施細則に定める。